

平成31年4月5日

一般競争入札の実施について（郵送入札）

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2

むつ小川原石油備蓄株式会社

取締役総務部長 松村 勇人



下記のとおり入札を行います。

記

1. 契約件名 産業廃棄物処理委託業務（H31）
2. 工事の概要 本工事は、むつ小川原国家石油備蓄基地から排出される産業廃棄物の収集・運搬、中間処理および最終処分を行う。

【想定数量】

種類	数量 (単位：ト)
汚泥	0.6
廃油	11.4
廃プラ	0.8
金属くず	4.6
繊維くず	0.9
木くず	0.2
磁器くずおよびガラスくず	0.4

3. 工事場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2 (貯蔵基地)  
青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢133-50 (作業船管理場)  
むつ小川原国家石油備蓄基地内指定場所

4. 工事期間 開始予定：平成31年 6月 1日  
納期：平成32年 3月31日

5. 入札参加の申込み 入札参加を希望する方は、4月19日(金) 15:00迄にホームページで申込下さい。

6. 入札資料等 入札に関する資料は、入札参加資格決定通知書（パスワード付）を受領した方のみホームページ上で閲覧できます。

- (1) 入札書
- (2) 入札書記載要領
- (3) 契約約款（案）
- (4) 郵送入札の留意事項
- (5) 郵送入札心得書
- (6) 質疑応答書等

※仕様書については、入札参加資格決定者へメールまたは郵送で開示いたします。

7. 仕様説明会 原則実施しません。
8. 質疑応答 質疑応答は「質疑応答書」にて下記の期間に行います。  
(1) 質疑受付終了日時 : 4月24日(水) 15:00  
(2) 質疑回答日 : 4月25日(木)
9. 入札の方法 郵送入札とします。  
郵送入札要領に関しては、「郵送入札の留意事項」「郵送入札心得書」に記載の通りです。
10. 入札書類 (送付書類) (1) 入札書  
※入札書には、車両と処分費用を消費税抜き価格とし、それに産廃税を加算した金額を記載してください。  
(2) 入札内訳書(明細書含む)  
(3) 見積仕様書
11. 送付先 〒039-3212  
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字二又525-2  
むつ小川原石油備蓄株式会社 総務部契約課宛  
TEL. 0175-73-3115 FAX. 0175-73-3122
12. 入札書到着期限 平成31年 5月13日(月) 12:00
13. 開札日時 平成31年 5月13日(月) 13:30  
場所 むつ小川原石油備蓄株式会社 第4会議室(3階)
14. 開札の立会い 入札参加者の立会いは必要ありません。  
立会いを希望する方は、開札日の前日15:00迄に「開札立会申込書」で申込み下さい。
15. 参加資格 (1) 競争参加資格認定を受けた者。  
注) 競争参加資格認定を受けていない方は、入札に参加できません。競争参加資格認定希望者は、総務部契約課へ「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書」を提出してください。  
なお、資格審査には3~4日を要します。  
注) 平成29、30、31年度一般競争(指名競争)入札参加資格要領書についてはホームページに掲載しています。  
(<http://www.moos.co.jp>)

(2) 一般競争参加資格（条件）を満たしていること。（別紙）

(3) 入札参加資格決定を受けた者。

注）競争参加資格認定通知を受け本入札に参加申込みをした方には、入札参加資格決定通知書を送付します。（4月19日頃）

以上

産業廃棄物処理委託業務（H31）  
一般競争参加資格（条件）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けている者であること。  
ただし、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者が産業廃棄物処分業の許可を受けている者に処分を確実に実施させる場合には一般競争入札参加資格を認める。
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者は、その申し立てがなされていない者とみなす。
3. 青森県から指名停止を受けていない者。
4. 本入札に参加した応札者は、落札者の下請負者（二次、三次下請けを含む）として工事施工に参加することはできない。
5. 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は出来ない。
6. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がない者であること。

以上